# 出雲ガス株式会社　ガス供給に関する重要事項

## 業務用契約（給湯設備・厨房設備）

お客さまが出雲ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、この選択約款に定めています。この選択約款は、当社の窓口のほか、当社ホームページ（https://www.izumogas.co.jp）でも確認いただけます。

**１．ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立・契約期間**

・当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめこの選択約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
・申し込みの受付場所は、当社といたします。
・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。
・契約期間は原則として１年間とし、需給契約書に定めます。ただし契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに１年間延長するものとし、以降これに倣うものといたします。

**２．適用条件**

・契約年間使用量が２，０００立方メートル以上であること。
・業務用に給湯設備、厨房設備のガス利用設備を使用すること。
・給湯設備、厨房設備のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置されること。
・契約年間引取量が契約年間使用量の８０パーセント以上であること。

**３．使用開始予定日**

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

＜当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合＞
申し込み後、所定の手続きが完了した後に到来する定例（最初の）検針日の翌日

＜引越し（転入）の場合＞
お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。

**４．契約の変更及び解約**

・当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。その場合には、あらかじめ当社窓口及び当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。
・この選択約款を選択されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約期間のご使用量が適用条件を満たさなかった場合には、当社は本約款の申し込みを承諾いたしません。ただし、設備の変更または建物の改築等のため一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
・契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、当社までご連絡ください。

**５．ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など**

・あらかじめ定めた日に毎月１度検針を行います。当社（導管部門）は、検針の目的のみで係員をお客さまのガスメーター設置場所に立ち入らせていただきます。この場合、ご挨拶を省略させていただき、立ち入ることを承諾していただきます。
なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。
・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。
・契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。

＜お客さまに適用するガスの業務用契約料金表＞

| １ヶ月のご使用量 | 基本料金(円/件･月) | 基準単位料金(円/㎥) |
|---|---|---|
| 0㎥　から　　２００㎥まで | ６，１６０．００ | １７２．３５ |
| ２００㎥　をこえ　４００㎥まで | ６，１６０．００ | １６３．７４ |
| ４００㎥　をこえ　８００㎥まで | ６，１６０．００ | １６０．３０ |
| ８００㎥　をこえる場合 | ６，１６０．００ | １５５．１２ |

・毎月のご使用量に応じて、業務用契約料金表のいずれかが適用されます。
・実際に適用する単位料金（円/㎥）は基準単位料金に平均原料価格の動向を加味したもの（調整単位料金）で毎月決定され、下記の計算式でガス料金を算出します。
（調整単位料金は、当社ホームページの毎月の契約料金表でご確認下さい）

ガス料金（早収料金）＝基本料金＋（ご使用量×調整単位料金）

・上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（早収料金の３％割増）となります。
・ガス料金は、口座振替、払込みのいずれかの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
・当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則としてガス使用量のお知らせ（検針票）にてお知らせいたします。
・業務用契約料金以外にも、お客様の所有されるガス機器、ガスのご使用量等の条件によっては、お得となる契約種別もございます。詳しくは当社ホームページでご確認いただくか、若しくは当社営業部へお気軽にお問い合わせ下さい。
・需給契約に関する精算額は、契約年間引取量未達精算額とし、当社は、当該精算額（消費税等相当額を含みます。）を、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

〈契約年間引取量未達精算額〉
当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

契約年間引取量未達精算額 ＝ { 契約年間引取量 － 実績年間使用量 } × ガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第３位を四捨五入した額

**６．ガス料金のお支払い方法**

・ガス料金は、口座振替、払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

**７．供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性**

・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は４６メガジュール、１３Ａですので、消費機器は１３Ａとされている消費機器が適合いたします。

| 熱量 | | ガス栓の出口における圧力 | | 燃焼性（ガスグループ） |
|---|---|---|---|---|
| 標準：４６MJ | 最低：４４MJ | 最高：２．５Kpa | 最低：１．０Kpa | １３Ａ |

**８．ガス工事（導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担）**

・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき、当社へ申し込みをしていただきます。
・内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
・ガスメーターは当社（導管部門）所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまにご負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社（導管部門）の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。
・供給管は当社（導管部門）所有とし、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客さまにご負担していただきます。

## ９． お客さまの責任及び協力のお願い

・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

## １０．供給施設の保安責任

・当社は供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。ただし、お客さまが、当社（導管部帰すべき事由以外の事由により損害を受けた場合は、当社及び当社（導管部門）は賠償の責を負いません。

## １１． クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）について

クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）については、本紙右側の記載をご確認ください。

## １２． ご本人以外の立会について

お客様の都合によりご本人以外の方が立ち会われ、ガスの供給に係わる重要事項を承諾いただいた場合にも、本契約をご本人に承諾いただいたこととみなします。この場合、立ち会われた方がご本人に十分な周知をお願い致します。

| ガス小売事業者 |
| --- |
| 出雲ガス株式会社　営業部（小売登録番号：Ｈ００１１）<br>（住　所）　島根県出雲市上塩冶町２３８８－１<br>（連絡先）　０１２０－２１－０２６７（０８５３－２１－０２６７）<br>（受付時間）９：００～１７：３０<br>（ホームページ）https://www.izumogas.co.jp |

クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）について

1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売または電話販売でお申込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。

2. 上記1. に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申し込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のためのほうに定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。

3. 上記1. または2. のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償又は違約金の負担はなく、役務の提供がすでになされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。料金がお支払い済みのときは速やかにその全額を返還いたします。

4. 上記1. または2. のお申し込みの撤回又は契約の解除があった場合、本契約に係る役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。

5. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（特定郵便記録または簡易書留）により、出雲ガス株式会社宛に郵送して下さい。

発行する書面には、以下の内容をご記載下さい。

（１）申し込み（契約）年月日
（２）販売会社の名称
（３）お申し込み撤回または契約を解除する内容　（例：「ガス供給契約」等）
（４）お申し込み撤回または契約解除の旨　（例：「ガス供給契約申し込みを撤回します」等）
（５）撤回、解除申し出年月日
（６）お客様のご住所、お名前（漢字及びカタカナ）、連絡先